

入 札 説 明 書

岩手県警察学校早池峰寮改修（電気設備）工事

岩手県警察本部警務部会計課

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 工事内容
- 3 入札方法
- 4 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 5 入札参加者に求められる書類の提出場所及び提出期限
- 6 入札書の提出場所等
- 7 工事内訳書の提出
- 8 その他

様式第1号 競争参加資格等申請書

様式第2号 暴力団排除に関する誓約事項

様式第3号 秘密の保全に関する誓約書

別添1 「契約の保証について」

別添2 「建設工事請負契約書（案）」

別添 「入札書・委任状（記載例）」

別添 「特記仕様書・実施工事設計書（額抜き）・図面」

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

岩手県警察会計担当官 増田 武志

2 工事内容

(1) 工 事 名

岩手県警察学校早池峰寮改修（電気設備）工事

(2) 工事概要

浴室設置改修工事ほか 一式

(3) 工 期

170日間

(4) 場 所

岩手県盛岡市青山一丁目24番

3 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

(1) 入札者は、本業務に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

4 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8年度の内閣府競争入札参加資格有資格者名簿において「電気」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承認を得られている者であること。

5 入札参加者に求められる書類の提出場所及び提出期限

(1) 入札参加者に求められる書類

- ア 競争参加資格等申請書（様式第1号）
- イ 暴力団排除に関する誓約事項（様式第2号）
- ウ 秘密の保全に関する誓約書（様式第3号）
- エ 令和7・8年度の内閣府競争入札参加資格有資格者であることを証明する書類（資格審査結果通知書）の写し

(2) 提出場所 6(1)に示す場所において直接持参して提出しなければならない。

(3) 提出期限 令和7年9月5日（金）午後4時00分

(4) (1)の書類を提出した者は入札日の前日までの間において、当該書類等に関して説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

(5) 提出された書類は契約担当官等において審査するものとし、要件が満たされると認められた者に限り入札に参加できるものとする。

6 入札書の提出場所等

(1) 提出場所及び問い合わせ先

場 所 〒020-8540 岩手県盛岡市内丸8番10号
岩手県警察本部 警務部会計課
電話番号 019-653-0110

(2) 入札及び開札の日時並びに場所

日 時 令和7年9月11日（木） 午前10時30分
場 所 岩手県盛岡市内丸8番10号 岩手県警察本部庁舎 7階 大会議室
入札後その場で直ちに開札する。

(3) 入札書の提出方法等

- ア 入札書は、開札日当日に持参し、投函するものとする。
なお、封筒は必要としない。
- イ 入札参加者は、提出した入札書を書換え変更又は取り消しすることはできない。
- ウ 開札は、入札参加者の立会の下で行う。

(4) 入札の無効

- ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- イ 次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。
 - (ア) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (イ) 記名、押印をしていない入札
 - (ウ) 金額を訂正した入札書
 - (エ) 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗抹等により意思表示が不明確な入札書
 - (オ) 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる入札及び疑いのある入札
 - (カ) その他入札に関する条件に違反した入札
- ウ 入札公告により入札参加者に求められる書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有する者と認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有する者と認められなかったときの入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 代理人が提出する入札書

ア 代理人が提出する入札書の場合には、入札提出時に委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件工事に係る入札について他の入札者の代理を兼ねることができない。

(7) 開札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

7 工事内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。

(2) 内訳書の内容に不備（例：入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、当該内訳書を提出した者の入札を無効とする場合もある。

(3) 再度入札により落札した場合、落札者は開札後速やかに落札した入札金額に対応した内訳書を提出しなければならない。

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

徴収免除

(3) 契約保証金

徴収 別添1のとおり

(4) 仕様書に関する詳細資料配付に要求される事項等

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明する書類として5(1)に示す書類を指定する日までに提出しなければならない。（書類の作成に要する費用は提出者の負担とし、契約担当官等は提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはしない。一旦受領した書類は返却しない。）

ウ 入札者は提出した書類に関して説明及び協議に応じる義務を負うものとする。

(5) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書4の競争参

加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者により当該契約の内容に適合した履行がなされていないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みがあった他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同令第86条に基づく調査を行うものとし、落札者となるべき者は、当該調査開始後速やかに別途指定する資料を提出しなければならない。

なお、落札者となるべき者から所定の資料が提出されない場合または、資料に不備がある場合については、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるものとする。

(6) 人権尊重の取組

入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約条項は、別添2「工事請負契約書（案）」のとおりとする。

ウ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

エ 上記ウの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

オ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 支払条件

業務が検査に合格し、請求書を受領した日から40日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

(9) 検査

工事の検査方法等については、別添2「工事請負契約書（案）」の定めるところによる。